平成１８年度機械工業振興補助事業のうち公設工業試験研究所に対する補助について

中小機械工業の地域の特性を活かした事業活動を推進するための公設試験研究所に対する補助は、次による。

１．補助対象事業

公設工業試験研究所の機械部門に関し、原則として機械等の設備拡充のための事業に対し補助を行う。

２．補助対象経費

(1) 公設工業試験研究所の機械部門の設備拡充に必要と認められる機械及び装置設備（恒温恒湿設備を含む。)。ただし、消耗品は除く。

(2) 機械及び装置設備は新品とし、その単価は１件５０万円以上とする。

３．補助率

必要経費の１／２以内とする。

４．その他

消費税は内税とし、機械等の単価に含むものとする。